

利益相反管理方針の概要

東京ハッシュ株式会社（以下、「当社」といいます。）は、資金決済に関する法律第63条の10第1項及び暗号資産交換業者に関する内閣府令第23条第2項第3号の規定に従い、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引（以下、「利益相反取引」といいます。）を適切な方法により特定・類型化し、お客さまの保護を適正に確保するために利益相反取引を管理する体制を「利益相反管理方針」として策定いたしました。当社は、法令等に従い、当社の利益相反管理方針の概要をここに公表します。

1. 利益相反のおそれのある取引の類型

当社との暗号資産取引においてお客さまの利益が不当に害されることがないように、当社の業務及びサービスについて利益相反のおそれがある取引をあらかじめ類型化しています。当社において管理の対象（以下、「対象取引」といいます。）とする「利益相反取引」の類型は次のとおりです。なお、類型の追加・変更は必要に応じて随時行います。

区分	類型
当社グループ又は当社の暗号資産取引先とお客さまとの利益相反	当社グループがお客さまとの取引に関する情報、お客さまの非公開情報等を利用し、自己の利益を得るための取引を行う場合（情報利用型）
	当社グループがお客さまと相対して取引を行う場合（自己代理型）
	当社グループがお客さまの取引相手（当社の暗号資産取引先）の側に立つ取引をする場合（双方代理型）
	当社グループが同一取引に複数の立場で関与することにより、通常の見積りと同様の条件の見積りが期待できない場合（見積りの内部化型）
当社のお客さま相互間の利益相反	当社グループにおいて、お客さま間の利害が競合する取引を行う場合（競合取引型）

2. 利益相反のおそれのある取引の管理方法

前項による対象取引の管理方法として、次の方法を選択し又は適宜組み合わせることにより、適切に利益相反管理を行います。

- ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引又はお客さまとの取引の一方の又は双方の条件又は方法を変更する方法
- ③ 対象取引又はお客さまとの取引を中止する方法
- ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する又は対象取引に関しお客さまより同意をとる方法

⑤ その他対象取引を適切に管理する方法

3. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理統括部門の設置

当社における適切な利益相反管理のため、当社の利益相反管理態勢全般に係る管理部門をリスク・法務・コンプライアンス部とし、リスク・法務・コンプライアンス担当役員を管理統括者として、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理態勢を統括します。

(2) 利益相反のおそれのある取引の管理の記録及び保存、モニタリング

当社では、管理統括者による利益相反管理態勢の下、利益相反のおそれのある取引の特定、管理方法等を記録した記録簿を参考資料とともに保存し、管理方法が適切に実施されているかについて適切にモニタリングを行います。

(3) 内部監査部による内部監査

当社では、利益相反管理統括部門並びに利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、内部監査規程に基づき、内部監査部門にて定期的又は必要に応じて検証を行います。

4. 利用相反管理の対象となる会社の範囲

当社では、当社及び次に該当する当社のグループ各社と行う取引を管理の対象とします。

① 当社の親会社等

② 当社の子会社等

③ その他、当社の利益相反管理統括部門が利益相反管理の観点から管理対象に含める必要があると判断したグループ会社

なお、上記利益相反管理の対象となる会社の範囲については、適時、見直しを行います。

以上

2024年10月31日

東京ハッシュ株式会社